第1章

都市計画マスタープラン 改定の目的等

- 1.都市計画マスタープラン改定の 背景と目的
- 2.都市計画マスタープランの位置づけ
- 3.目標年次

1

都市計画マスタープラン改定の背景と目的

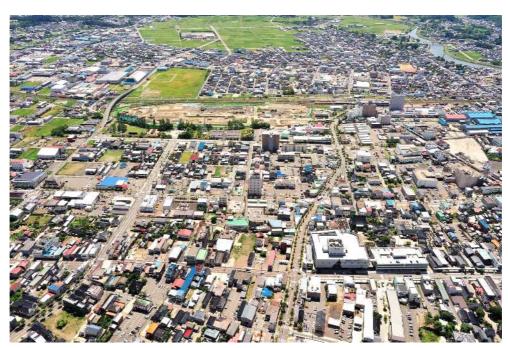
現在の都市計画マスタープランは、平成10年3月に策定され、既に12年が経過しています。 その後、上位計画にあたる「柏崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が平成 12年の都市計画法改正を踏まえて、新潟県により平成16年に作成され、平成19年には高柳町、 西山町との合併や市民の価値観やニーズの多様化などに対応するための指針となる柏崎市第四次

また、平成 19 年に発生した新潟県中越沖地震により市内全域が被災し、復興に向けて震災復興計画を策定し、復興住宅が建設されました。現在は柏崎駅周辺工場跡地の再開発・整備などが進められています。

総合計画が策定されるなど、本市都市計画を取り巻く状況変化が進んでいます。

加えて、我が国全体で少子高齢化、人口減少が進展し、地球温暖化が身近な問題になるなど、 平成 10 年の策定以降、社会経済状況が大きく変化しており、本市においても、これを都市計画 として受け止めていく必要が生じています。

そこで、新たに策定された各種上位計画に即し、社会経済状況の変化を的確に受け止め、将来 の新たなまちづくりの方向を明らかにするため都市計画マスタープランを改定しました。



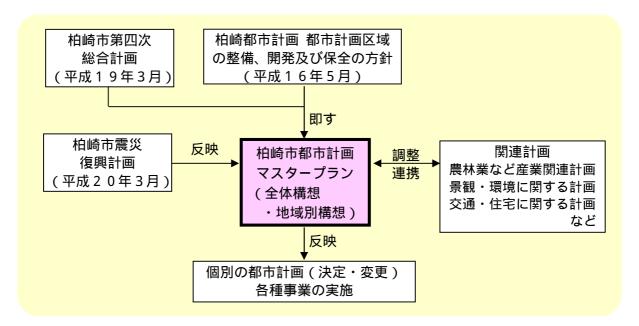
中心市街地付近(平成20年8月)

2

都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられているものであり、柏崎市が定める都市計画の根拠となります。

その策定にあたっては、地方自治法に基づく総合計画、都市計画法に基づく整備、開発及び保全の方針等、上位計画に即したものである必要があります。



3 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市像を描き、土地利用や都市施設等に関する方針を定めるものとして、平成 40 年を目標年次、平成 30 年を中間年次とします。